

利用規約

この規約（以下、本規約という。）は、株式会社スターフライヤー（以下、当社という。）が運営するエアバギーレンタルサービス（以下、本サービスという。）について、本サービスの利用を申し込まれたすべてのお客様（以下、お客様という。）に適用されます。

第1条（用語の定義）

本規約において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- ①ユーザーとは、本サービスの予約を経て、レンタル契約を締結されたお客様をいいます。
- ②レンタル開始日とは、お客様の羽田空港から北九州空港への往路便が到着し、レンタルを開始する日をいいます。
- ③返却日とは、お客様がレンタルを終了する北九州空港から羽田空港への復路出発日をいいます。
- ④レンタル期間とは、レンタル開始日におけるレンタル契約締結の時から返却日におけるユーザーから当社へのベビーカー返却完了の時までをいい、最長で28日間とします。
- ⑤コールセンターとは、SF CALL CENTER（国内線予約・案内センター）をいいます。
- ⑥レンタル料金とは、お客様の本サービス利用に係る料金をいいます。

第2条（予約）

- (1)当社が運航する羽田＝北九州線の航空券(往復分)を購入し、かつ、羽田空港を出発し、北九州空港に到着する区間を第一区間としているお客様に限り、本サービスをご利用いただけます。
- (2)お客様は、レンタル開始日の2日前までに、コールセンターへ下記の事項をお申し出いただくことにより本サービスを予約することができます。なお、内容の正確性を確保するために、お客様との通話内容を録音させていただきます。
 - ①お名前
 - ②ご住所
 - ③電話番号
 - ④本サービスの利用を希望する旨
 - ⑤レンタル開始日
 - ⑥返却日
 - ⑦航空券(往復分)のご予約番号または、9桁の確認番号
- (3)お客様が、本サービスを予約された時点で、お客様は本規約およびレンタル料金に同意されたものとみなされます。

- (4) 当社は、当社の保有するベビーカーの範囲内でお客様の予約に応じるものとし、レンタル契約の締結をお約束するものではありません。

第3条（予約の変更・取消）

- (1) お客様は、本サービス利用の予約内容の変更または取消を希望する場合、レンタル開始日前日 13 時 00 分までにコールセンターへ連絡しなければならないものとします。
- (2) 前号所定の時刻までに本サービス利用予約を取消された場合には、取消手数料は発生しません。
- (3) 当社は、お客様に、ご希望のベビーカーをレンタルすることができないと判明したときは、直ちにその旨をお客様に通知します。なお、代替のベビーカー（以下、代替品という。）をご用意できる場合は、その旨を併せてご提案させていただきます。
- (4) お客様が前項所定のご提案に承諾されるときは、代替品をレンタルするものとします。お客様が当該ご提案を拒絶される場合は、本サービス利用の予約は取消され、これに係る取消手数料は発生しないものとします。

第4条（レンタル契約の成立）

- (1) お客様が、コールセンターへの本サービス利用予約の際に申し出られたレンタル開始日に北九州空港内の 1 階到着ロビーにてベビーカー（代替品を含み、以下同じ。）の引渡しを受けた時点でレンタル契約が成立します。
- (2) 当社は、ベビーカーの点検を実施し、必要な整備を実施したベビーカーをユーザーに引渡すものとします。なお、引渡しの際には、ユーザー立ち合いのもと、ベビーカーに整備不良がないこと等を確認するとともに、ベビーカーがレンタル条件を満たしていること確認するものとします。
- (3) 当社は、ベビーカーの引渡しに先立ち、お客様の氏名・現住所等を確認できる運転免許証またはパスポート等の本人確認書類のご提示を求め、第2条（予約）第2項にて開示いただいた情報とともにレンタル履歴として記録させていただきます。当該ご提示および記録に応じていただけない場合は、レンタル契約をお断りさせていただきます。

第5条（レンタル契約の拒否）

当社は、お客様が以下に該当する場合には、レンタル契約の締結を拒否します。

- ①ベビーカーへ載せる子供が、ベビーカーの適正身長や適性体重ではないとき。
- ②当社との過去のレンタル契約において、レンタル契約違反の事実があったとき。
- ③本サービス利用の予約時等に開示いただいた情報に虚偽または誤りがある場合
- ④本規約の違反が認められるとき。
- ⑤暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、その他これに準ずる者（以下、総じて反社会的勢力といいます。）であるか、資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営、経営に協力、または関与する等、反社会的勢力と何らかの関係を有すると当社が判断した場合
- ⑥その他、当社が不相当と認めたとき。

第6条（レンタル料金）

- (1) お客様は、ベビーカー返却時に当社に所定の方法にて、レンタル料金を支払うものとします。なお、レンタル料金は、所定のレンタル1日あたりの利用単価にレンタル開始日から返却日までの日数を乗じた額とします。
- (2) 本サービス利用の予約からレンタル開始日までの間に、当社が、レンタル料金を改定したときは、本サービス利用の予約の日またはレンタル開始日に適用されるレンタル料金のうち、いずれか低い方の料金をお客様は支払うものとします。
- (3) レンタル期間中に、つぎの各号のとおりユーザーがレンタル期間の変更を希望する場合、当社の事前の承諾を得るものとし、レンタル料金の取り扱いについては、当該各号のとおりとする。
 - ①レンタル期間を短縮する場合
レンタル開始日から実際の返却日までの日数分のレンタル料金をいただき、キャンセル料の発生はありません。
ただし、レンタル開始日と同日にベビーカーを返却される場合でも、1日分の利用料金をお支払いいただきます。
 - ②レンタル期間を延長する場合
レンタル契約で定めた返却日の翌日から実際の返却日までの日数分のレンタル料金をお支払いいただきます。
- (4) ユーザーが当社の事前の承諾を得ることなく、返却日を過ぎてベビーカーを返却したときは、前項第2号所定の料金に加え、超過した日数に応じた超過料金の倍額を違約料として支払うものとします。

第7条（ユーザーの管理責任）

ユーザーは、レンタル期間中、善良な管理者の注意をもってベビーカーを管理するものとし、当社からお伝えする使用・取扱方法に従って利用するものとします。

第8条（禁止事項）

お客様は、つぎの行為をしてはならないものとします。

- ①ベビーカーを通常とは異なる用法で使用する。
- ②ベビーカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- ③ベビーカーを商業目的で使用する。
- ④ベビーカーを第三者に使用させたり、譲渡、転貸、占有移転等の処分をすること。
- ⑤ベビーカーを日本国外に持ち出すこと。
- ⑥前各号のほか、本規約に違反する行為。

第9条（ベビーカーの返却）

- (1) ユーザーは、返却日に北九州空港内の当社カウンターにて、ベビーカーを当社に返却するものとし、他空港の当社カウンターや郵送等での返却はできません。

- (2) ユーザーがベビーカー返却場所の変更を希望するとき、当社の事前の承諾を得るものとし、ユーザーは返却場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下、回送費用という。）を負担しなければなりません。
- (3) ユーザーは、ベビーカーを通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返却するものとし、当社の返却時の状態確認に立ち会うものとします。
- (4) 当社は、ベビーカー返却後のベビーカーへのユーザーの遺留品について保管、その他の責めを負いません。
- (5) 当社は、ユーザーがつぎの各号のいずれかに該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、ベビーカーの所在を確認するために必要な措置を実施するものとします。
 - ①返却日が経過したにもかかわらず当社の返却請求に応じないとき。
 - ②ユーザーの所在が不明である等返却がなされないと認められるとき。
 - ③その他、当社が必要と認めるとき。
- (6) ユーザーは、前項所定の措置に要した費用（お客様の探索、ベビーカーの回収に要した費用、弁護士費用等を含みます。）および違約金として回送費用の倍額を当社に支払うものとします。

第 10 条（故障・事故・盗難時の措置）

- (1) ユーザーは、ベビーカーを使用する際に異常または故障を発見したときは、直ちに使用を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
- (2) ユーザーは、ベビーカーに係る事故が発生したときは、直ちに使用を中止したうえで、事故の大小にかかわらず法令上およびつぎの各号の措置をとるものとし、自らの責任において当該事故の処理・解決をするものとします。
 - ①直ちに事故の状況等を警察および当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - ②前号の指示に基づきベビーカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社または当社の指定するショップで行うこと。
 - ③事故に関し当社および当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社および保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - ④事故に関し相手方と示談その他の合意をするとき、ベビーカーに関する事項については、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- (3) 当社は、事故の処理・解決に協力するものとします。
- (4) ユーザーは、レンタル期間中にベビーカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、つぎの各号の措置をとるものとします。
 - ①直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - ③直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

第 11 条（利用不能時の措置）

- (1) レンタル期間中に、故障・事故・盗難その他の事由（以下、故障等という。）によりベビーカーを使用することができなくなったとき、ユーザーは、ベビーカーの引取、修理等に要する費用を負担するものとします。
- (2) ベビーカーが使用できない状態と当社が判断するとき、ユーザーは、当該ベビーカーの市場価格相当額を当社に弁償することとします。
- (3) 前二項の場合、当社は受領済みのレンタル料金をユーザーに返還しないものとします。
- (4) 故障等が当社の責に帰すべき事由による場合には、本条第1項および第2項を適用しないものとします。
- (5) ユーザーは、前項のほか、ベビーカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、何らの請求もできないものとします。

第12条（賠償）

- (1) ユーザーは、レンタル期間中に第三者または当社に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければなりません。ただし、当該損害が当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) 前項所定の損害のうち、当社に生じた損害は、ベビーカーを利用できないことによる損害についても含まれるものとします。

第13条（レンタル契約の解除）

- (1) ユーザーがレンタル期間中につきの各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せず直ちにレンタル契約を解除することができるものとします。ユーザーは、当該解除により、ベビーカーを当社に直ちに返却する責めを負うものとします。この場合、当社は受領済のレンタル料金をお客様に返還しないものとします。
 - ①本規約に違反したとき。
 - ②脅迫的な言動または暴力を用いる行為をしたとき。
 - ③偽計または威力を用いて当社の業務を妨害したとき。
 - ④当社の信用を毀損する行為をしたとき。
 - ⑤前各号に準ずる行為をしたとき。
 - ⑥その他当社が不相当と判断するとき。
- (2) 当社が前項に基づきレンタル契約を解除した場合、ユーザーはベビーカーを直ちに当社に返却しなければなりません。なお、当該解除によりユーザーに損害が生じても当社は当該損害を賠償する責めを負いません。
- (3) 本条第1項に基づくレンタル契約の解除により、当社に損害が生じたとき、ユーザーは当該損害を賠償しなければなりません。

第14条（個人情報の取り扱い）

本サービスの利用に際し、お客様から取得した個人情報は、当社プライバシーポリシー <https://www.starflyer.jp/share/privacy.html> に沿って取り扱うものとします。なお、利用目的については、当社プライバシーポリシーに定めるもののほか、お客様のご本人様確認および

び審査のために利用します。

第 15 条（免責）

- (1) 当社は、つぎのいずれかに該当する場合、一切その責任を負わないものとします。
 - ①天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病・感染症の流行とその他の不可抗力により本サービスの全部または一部に不履行が生じ、お客様に損害が生じた場合
 - ②ユーザーが、ベビーカーを通常の用法と異なる方法で使用または、ユーザーの不注意により損害が生じた場合
 - ③レンタル期間中に、当社の責に帰すべき事由によらず発生した事故、怪我、損傷、その他のトラブル
- (2) 当社は、ベビーカーがユーザーの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性を有することを保証するものではありません。

第 16 条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約に基づくお客様の権利、義務または本サービス利用における地位を第三者へ譲渡、承継、担保の用に供することはできません。

第 17 条（履行遅滞）

お客様が、本サービスに関連し生じた金銭債務について、支払期日を過ぎても履行しないときは、支払期日の翌日から起算して支払いがなされた日までの日数分の年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 18 条（本規約）

- (1) 当社は、予告なく本規約を改訂し、または本規約の細則を別に定めることができるものとします。
- (2) 当社は、本規約を改訂し、または別に細則を定めたときは、当社の発行するパンフレット、ホームページ等にこれを掲載するものとします。
- (3) 本規約と他の規約等の内容が異なる場合は、本規約を優先して適用するものとします。

第 19 条（準拠法・合意管轄）

- (1) 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- (2) 本規約に関連して紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（本利用規約規定は 2023 年 12 月 8 日現在のものです。）